

各 位

会社名 ア マ ノ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 春 田 薫
(コード番号 6 4 3 6 東証・大証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 草 薙 利 雄
(TEL. 0 4 5 - 4 3 9 - 1 5 0 4)

当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の導入に関するお知らせ

当社は、平成20年5月8日、本日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第127条本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第127条第2号ロ)として、当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)の内容及びその導入を決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

本プランの有効期間は、平成20年6月に開催予定の当社第92回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終了の時までとしますが、本定時株主総会において、本プランの継続について株主の皆様のご意思を確認させていただきこととし、本プランの継続について、株主の皆様のご承認が得られた場合には、本プランの有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。

なお、平成20年5月8日、本日開催の当社取締役会においては、社外監査役を含む当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、本プランの運用が適切に行われることを条件に、本プランの内容に賛同する旨の意見を述べております。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉、当社を支える顧客、取引先及び従業員等のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、この

ような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する取組みとして、下記Ⅲに記載するもののほか、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるため、次の取組みを行っております。これらの取組みは、上記Ⅰの当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 当社における当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社は、昭和6年、国産初のタイムレコーダーの製造を目的として創業いたしました。以来、当社は、人を取り巻く「時間と環境」の事業領域に徹し、「人と時間」「人と環境」を企業テーマに掲げ、「顧客第一主義」の下、就業・給与システムや駐車場管理機器などの時間情報システム事業と集塵機・集塵装置、清掃機器などの環境関連システム事業のトップメーカーとして、社会に役立つさまざまな製品やソフトウェアなどを開発・製造し、当社を支える顧客、取引先及び従業員等の、多くのステークホルダーからの厚い信頼と高い評価の中、業績を伸ばすことにより、当社の企業価値の向上に努めてまいりました。

また、当社及び当社グループ各社は、「TIME & ECOLOGYの事業領域重視／本業強化」「得意な事業領域におけるニッチトップ戦略」「不断のリストラ」「キャッシュ・フローをベースとした経営」の4つの不変の戦略を継続しながら、時代の変化に対応し、常に変わり続けることを伝統としてまいりました。

この4つの基本戦略を元に、当社は、当社の企業価値のさらなる向上を図るべく、「持続的成長と収益性の向上」をコンセプトに新たな成長に向けて、平成20年4月から3ヵ年の新中期経営計画をスタートさせました。当該計画は、当社グループ連結経営体制を一層強化し、各事業におけるグローバル展開を加速させ、事業領域の拡大と新市場創造、コスト競争力の強化、合わせて、品質・サービス体制強化による顧客満足度の向上などを積極的に推進させるものであり、当社は、当該計画達成に向けグループを挙げて取り組んでまいります。当該計画を実現することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

また、当社は、今後も継続して当社の企業価値を向上させて当社が成長・発展していくためには、中長期的に安定した経営基盤の確保が不可欠であると考えております。そのために、当社は、上記取組みとともに、当社を支える株主の皆様に対する配当政策を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。利益還元策としては、普通配当年間26円（中間13円、期末13円。）を安定的に継続実施し、さらに業績に応じた適正な成果配分、機動的な自己株式取得を行うことを基本としております。かかる方針に基づき、平成20年3月期の中間1株当たり配当につきましては、1株当たり13円から4円増額し、1株当たり17円とさせていただきます。これにより平成20年3月期末の1株当たり配当金17円（予定）と合わせ、普通年間配当金は34円となる予定であります。また、連結での配当性向35%以上を基準とし、純資産配当率は2.5%以上を目標にしております。

当社は、事業の持続的な成長を通じて、ステークホルダーに継続して利益を還元し続けることを目指しております。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社及び当社グループ各社は、当社の企業価値の継続的な向上を図り、一層信頼される企業を目指すべく、企業倫理と経営の健全性の向上に努め、コーポレート・ガバナンスに重点を置いた経営に徹しております。

当社は、これまで、これらを実践・推進するため、当社の組織、運営体制を確立させ、事業活動の推進や業務執行における法令遵守及び企業倫理に基づく行動を徹底してま

いました。

現在の組織、運営体制として、当社は、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、当社取締役会は、経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、業務執行状況の報告を受け、迅速に経営判断をすることができる体制となっております。

また、当社監査役会は、非常勤の社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、各監査役は、取締役会に出席するほか、社内内の各種委員会や会議にも積極的に参加し、取締役の業務執行を監視することができる体制となっております。

さらに、当社は、コーポレート・ガバナンス体制強化の一環として、代表取締役3名と監査役4名からなる「ガバナンス会議」を設置し、当社及び当社グループ経営における透明性、健全性及び法令遵守徹底の更なる向上に努めております。

これらの組織、運営体制の確立により、当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、公正で透明性の高い経営を実現しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

当社は、上記Ⅰ.Ⅱのとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の中長期的な向上を目指す当社の経営方針の下では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、幅広いノウハウ、豊富な経験並びに株主の皆様をはじめ顧客、取引先及び従業員等ステークホルダーとの間に築かれた信頼関係等への十分な理解が不可欠であると考えております。当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

不意に当社株券等の大量買付行為（下記2において定義します。）がなされようとするときに、当該大量買付行為を行おうとする大量買付者（下記2において定義します。）が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切な者であるかどうか、又は当該大量買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等を短期間の内に株主の皆様と適切に判断いただくためには、当該大量買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

また、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大量買付行為が当社に与える影響や、当社を支えるステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大量買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、当社株式の継続保有を検討する上で重要な判断材料であります。同様に、当社の経営を担う取締役会が当該大量買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えております。

したがって、当社取締役会は、当社に対する大量買付行為に際し、当該大量買付行為に応じるか否かのご判断を株主の皆様と適切に行っていただくためには、大量買付者から株主の皆様と事前に必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であるとともに、当社取締役会の当該大量買付行為に対する評価・意見・代替案を踏まえることによって、株主の皆様が当該大量買付行為に応じるか否かをより適切に判断いただくことが可能になるという結論に至りました。

以上のことから、当社は、当該株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上に資すると考え、大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記Ⅰ記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入することといたしました。

なお、平成20年3月31日現在の当社大株主の状況は、別紙1のとおりであります。現時点において、当社株券等の大量買付行為に関する提案は一切受けておりません。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等（注 1）の特定株式保有者等（注 2）の議決権割合（注 3）を 20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株式保有者等の議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切にご判断いただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、大量買付者から意向表明書が当社代表取締役に対して提出された場合に、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報（下記 3（1）イにおいて定義します。）の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会（独立委員会の詳細については下記 3（3）をご参照下さい。）の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するための大量買付ルールを定めております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為を開始することができないものとします。

なお、本プランの概要については、別紙 2 をご参照下さい。

注 1：株券等

金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

注 2：特定株式保有者等

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）

又は、

- (ii) 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注 3：議決権割合

議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式数から、有価証券報告書、四半期報告書、自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式数を除いた株式の議決権数とします。

3. 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付者に対する情報提供の要請

ア 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合、まず当社代表取締役に対して、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

イ 情報提供の要請

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した後 10 営業日以内に、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大量買付情報」といいます。）のリストを交付し、大量買付者には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提出していただくこととします。提供を求める大量買付情報の項目は、下記①乃至⑦のとおりです。

当社取締役会は、必要に応じて独立委員会に対する諮問を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、合理的な期間の回答期限を定めて追加情報を提供するよう求めることができますものとしします。

また、当社取締役会は、本検討期間（下記(2)において定義します。）開始後に、大量買付者が、大量買付情報を要求した前提となる大量買付行為の内容を変更した場合には、当該変更後の大量買付行為に係る大量買付情報の提供を求めることができますものとしします。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、意向表明書が提出された事実及び大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報について、当社取締役会が適当と認める時期及び方法により、その全部又は一部を開示いたします。また、当社取締役会は、大量買付者から大量買付情報を受領した場合には速やかに、独立委員会に対し、大量買付者から提供された大量買付情報を提供するものとしします。独立委員会は、対抗措置の発動の是非を検討するために追加情報が必要であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができますものとしします。

- ① 大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下同様とします。）の概要（具体的な名称、資本構成、財務内容、当該大量買付行為による買付けと同種の取引の詳細及びその結果等を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の対価の種類及び価格、大量買付行為の実施時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びにその実行の可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 大量買付行為後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び財務政策
- ⑥ 大量買付行為後における当社従業員、取引先、顧客及びその他当社の利害関係者に対する対応方針
- ⑦ その他当社取締役会又は独立委員会が必要と判断する情報

(2) 当社取締役会における大量買付行為の検討等

当社取締役会は、大量買付者から受領した大量買付情報、当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大量買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします。

当社取締役会は、評価・検討にあたって、下記(3)の独立委員会に対する諮問を行うとともに、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができますものとしします。

当社取締役会としては、これらの評価・検討期間（以下「本検討期間」といいます。）として、当社取締役会が大量買付者による大量買付情報（追加して提供していただく情報を含みます。以下同様とします。）の提供が完了したと判断し、大量買付者に対してその旨を通知した日から、原則として最長 60 日間を設定します。大量買付者は、本検討期間終了後にのみ、大量買付行為を開始できるものとしします。

当社取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと判断し、本検討期間を開始した場合には、大量買付者に対して通知するとともに、当社取締役会が適当と認める時期及び方法において、その旨を開示するものとします。

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においても、なお、大量買付行為の内容についての検討、代替案の提案、大量買付者との交渉等が十分に行われていないと判断した場合には、必要に応じて独立委員会に対する諮問を経て、その決議により、合理的範囲内において本検討期間を延長することができるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大量買付者に対して通知するとともに、当社取締役会が適当と認める時期及び方法においてその旨を開示するものとします。

(3) 独立委員会の勧告

ア 独立委員会の設置

本プランにおいては、大量買付者に対する対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会を設置し（独立委員会の規則の概要については別紙3のとおりです。）、その判断を経ることとします。

独立委員会は3名以上で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外監査役及び社外の有識者等（当社において社外取締役が選任された場合には、当該社外取締役が含まれるものとしますが、これに限られません。）の中から選任されるものとします。当初の独立委員及びその略歴等については、別紙4をご参照下さい。

イ 独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間の範囲内で審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告を行います。

独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしますが、対抗措置の発動の是非を検討するために追加情報が必要であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、合理的な期間の回答期限を定めた上で、追加情報の提供を求めることができるものとします。また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、本検討期間の範囲内で、適宜回答期限を定めた上で、大量買付者の大量買付情報、その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合に限り）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとします。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、その判断にあたり、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付行為者が、大量買付行為の内容を変更した場合又は大量買付行為を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

4 大量買付行為に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

ア 大量買付ルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等の大量買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様様に、大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要十分な情報、大量買付情報や大量買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見、代替案の提案を受ける機会等の提供並びにこれらの検討のために必要十分な時間を保証することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがいまして、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として、対抗措置の発動の決議を行わないものとします。

ただし、大量買付者が、大量買付ルールを遵守している場合であっても、当社取締役会が、大量買付情報、その他大量買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為の内容等を検討した結果、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断されるときには、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる場合とは、具体的には、下記①乃至⑦のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価を上げ高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆる「グリーンメイラー」に該当する場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者又はそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する目的で大量買付行為を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合
- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様様に事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）
- ⑥ 買付けの条件（買付対価の価格・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の経営方針・事業計画並びに買付け後における当社の他の株主及び顧客、取引先及び従業員等のステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合
- ⑦ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、当社の技術力・開発力、ブランド力又は企業文化を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付けである場合

イ 大量買付ルールが遵守されなかった場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

(2) 対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付ルールを遵守した場合でも大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが

明らかであり、対抗措置を採ることが相当であると判断されるときには、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して対抗措置を発動するものとします。

具体的な対抗措置としては、当社取締役会が、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は別紙 5 のとおりです。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変更又は撤回等、当該対抗措置の発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められなくなった場合又は当該対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会に対する諮問を経た上で、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものとします。

5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終了の時までとしますが、本定時株主総会において、本プランの継続に関する議案について、株主の皆様のご承認が得られた場合には、本定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとします。

もっとも、株主の皆様にご承認いただいた後であっても、有効期間の満了前に、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合、又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、株主の皆様にご不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更等の事実及び内容その他の事項について、速やかに開示を行います。

IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ）について

上記Ⅱ「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足しております。

イ 株主の皆様の意思の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会の決議に基づいて導入されるものではありませんが、その有効期間は、本定時株主総会の終了の時までであり、その後も本プランを継続するためには、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことが必要となっており、本プランの存続について株主の皆様の意思が反映されるものとなっております。

また、上記Ⅲ5「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様の意思に基づく形になっております。

さらに、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断及び大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記Ⅲ3 (1)「大量買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ウ 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

① 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、上記Ⅲ3 (3) イの「独立委員会による検討等」記載のとおり、当社取締役会の諮問に応じる形で、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されております。

② 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ4 (1) ア及びイのとおり、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されております。

エ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ5「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、その発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役の任期について、

期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

V. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

1. 本プランの導入が株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランは、導入時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様への権利関係に直接の影響はありません。

もっとも、本プランは、株主及び投資家の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な時間及び情報の確保や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには、株主及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保障することを目的としております。これにより、株主及び投資家の皆様は、必要十分な時間及び情報に基づいて、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランの導入は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ4(1)のとおり、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意下さい。

2. 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

当社取締役会が対抗措置として新株予約権無償割当てを行うことを決定した場合、大量買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

これに対し、対抗措置の発動の対象となった大量買付者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3. 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様に必要な手続

対抗措置として考えられるもののうち、別紙5の概要に従って新株予約権の無償割当てを行った場合及び当社が新株予約権を取得する場合に株主の皆様に関連する手続については、以下のとおりです。

(1) 新株予約権無償割当てを行う場合の手続

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定められた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株

主の皆様に対して行われるため、名義書換えが完了していない株主の皆様におかれましては、当該基準日までに名義書換えを完了していただく必要がありますのでご留意下さい。

(2) 株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

(3) 当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続を行えば、当社が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合があります。

以 上

別紙 1

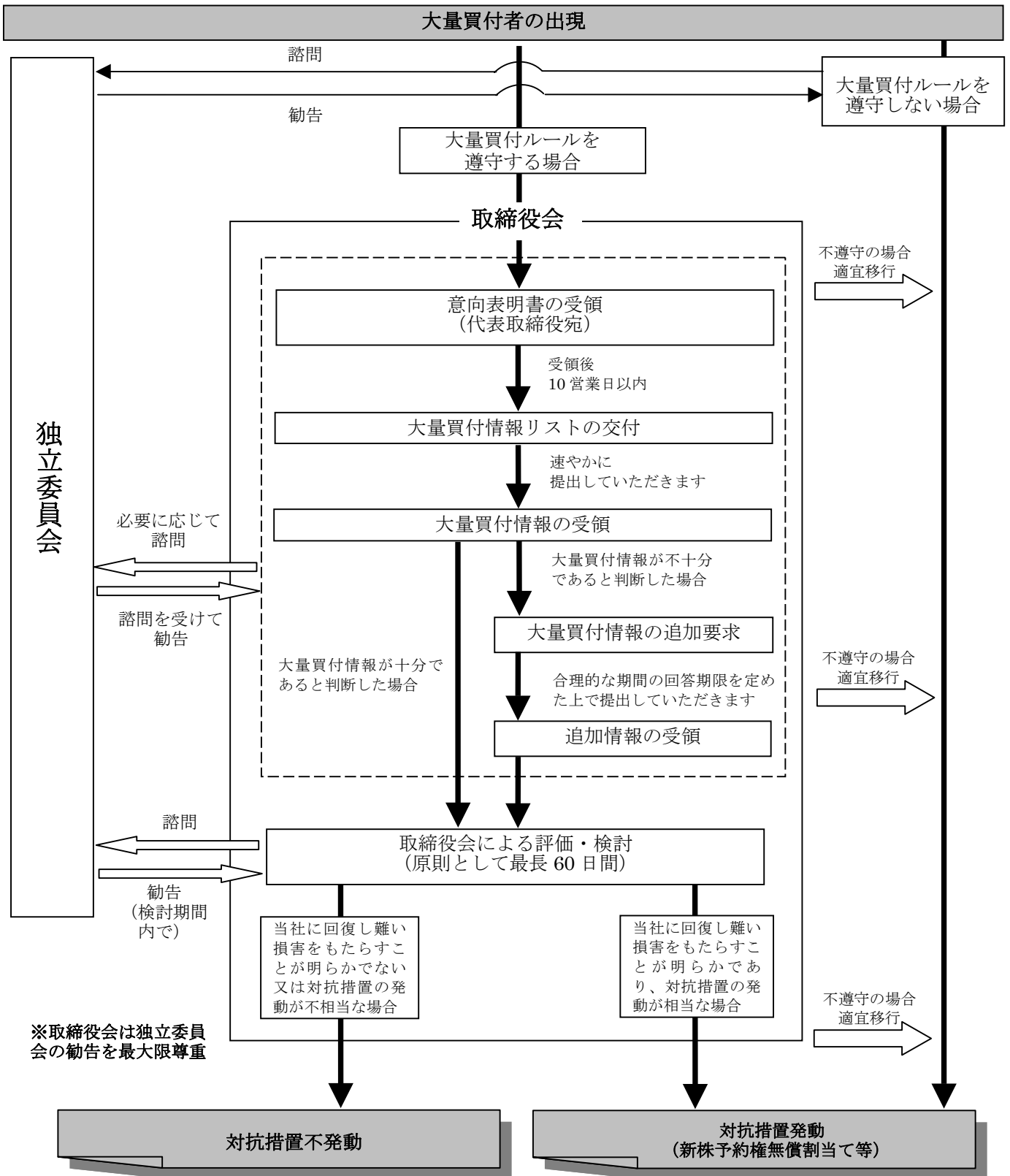
平成 20 年 3 月 31 日現在の当社大株主の状況

1. 発行可能株式総数 185,476,000 株
2. 発行済株式総数 81,257,829 株
3. 株主数 20,707 名
4. 大株主（上位10名）

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
第一生命保険(相)	6,700	8.24
(財)天野工業技術研究所	6,071	7.47
ノーザントラストカンパニー（エイブイエフシー） サブアカウントアメリカンクライアント（常任代理 人香港上海銀行東京支店）	4,998	6.15
(株)みずほ銀行	3,900	4.79
日本生命保険(相)	3,743	4.60
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	3,614	4.44
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	3,021	3.71
(株)三菱東京UFJ銀行	3,000	3.69
東京海上日動火災保険(株)	2,948	3.62
資産管理サービス信託銀行(株)証券投資信託口	1,589	1.95
計	39,589	48.72

以 上

手続の流れ



上記フローチャートは、あくまで大量買付ルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、大量買付ルールの詳細内容についてはプレスリリース本文をご参照下さい。

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会設置の目的
独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置される。
2. 独立委員会の構成
独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役及び社外の有識者（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）等（当社において社外取締役が選任された場合には、当該社外取締役を含む。）の中から選任される。
3. 独立委員の任期
独立委員会の委員の任期は、選任の時から、その後最初に開催される定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。
4. 独立委員会の招集手続
独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の決議方法
独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
6. 独立委員会の審議・検討事項
独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行うこととする。
 - ① 本プランにおける対抗措置の発動の是非
 - ② 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回
 - ③ 大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断
 - ④ 対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
 - ⑤ 株主に不利益を与えない範囲での本プランの修正又は変更
 - ⑥ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
7. 独立委員会の出席者
独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。
8. 第三者の助言
独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴

藤田 耕三 (昭和 7 年 1 月 11 日生)

(略歴) 昭和 32 年 4 月 裁判官に任官
平成 3 年 5 月 東京地方裁判所長に就任
平成 5 年 3 月 仙台高等裁判所長官に就任
平成 7 年 11 月 広島高等裁判所長官に就任
平成 9 年 3 月 弁護士登録
平成 11 年 4 月 学習院大学法学部特別客員教授 (民事法担当)
平成 15 年 12 月 東洋大学理事に就任 (現在に至る)
平成 18 年 11 月 国土交通省中央建設工事紛争審査会特別委員 (現在に至る)

濱田 淳一 (昭和 15 年 10 月 27 日生)

(略歴) 昭和 38 年 4 月 日本勧業銀行 入行
平成 4 年 6 月 第一勧業銀行 取締役銀座支店長
平成 5 年 6 月 同行常務取締役
平成 7 年 6 月 東京リース株式会社 代表取締役副社長
平成 10 年 6 月 株式会社日幸ビル 取締役社長
平成 12 年 6 月 株式会社安川電機 専務取締役 財務本部長
平成 14 年 3 月 同社米国欧州地域統括、兼米国安川電機株式会社 CEO 及び欧州安川電機有限責任会社 CEO
平成 18 年 6 月 同社 顧問 (現在に至る)

岸 勲 (昭和 17 年 3 月 30 日生)

(略歴) 昭和 44 年 3 月 公認会計士登録
昭和 48 年 1 月 岸公認会計士・税理士事務所開設 (現在に至る)
昭和 56 年 6 月 監査法人京橋会計事務所 (現 京橋監査法人) 設立、代表社員 (平成 19 年 6 月 退任)
平成 6 年 4 月 大蔵省財政金融研究所講師
平成 13 年 6 月 日本公認会計士協会 東京会 幹事 (現在に至る)
平成 16 年 6 月 日本公認会計士協会 神奈川県会 会長
平成 16 年 12 月 横浜市公立大学法人評価委員会委員 (現在に至る)

以 上

新株予約権の概要

1. 割り当てる新株予約権の総数
株主に割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会で定める割当ての基準日（以下「基準日」という。）における当社の発行済株式総数（ただし、基準日において当社の有する当社普通株式の数に相当する数は除く。）と同数とする。
2. 割当ての対象となる株主及びその割当方法
基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割若しくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
4. 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
7. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、下記8の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
8. 新株予約権の行使条件
大量買付者及びその特定株式保有者等並びに大量買付者及びその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。
9. 新株予約権の行使期間
新株予約権の無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める権利行使開始日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当ての決議において当社取締役会が定める期間とする。
10. その他
その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以 上